

# 青森県報

第二千七百十号

平成十八年  
十一月二十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一
- 生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 生活保護法による施術者の指定…………… (同) …… 一
- 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開…………… (水産振興課) …… 二

### 公安委員会

- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 二
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則…………… (厚生課) …… 三

## 告 示

青森県告示第八百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
八幡町クリニック	弘前市大字八幡町一丁目二の二	平成二〇・三
鈴木内科医院	八戸市稲荷町二一	二〇・三
八戸東リハビリテーションセンター	八戸市湊高台四丁目一の一九	二〇・一
けんよし調剤薬局	三戸郡南部町大字剣吉字堰合一五の四	一六・九・三〇
ぬるゆ調剤薬局	黒石市大字温湯字上川原七の二四	一六・二・六

青森県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
鈴木内科医院	八戸市大字尻内町字八百刈二六の三	平成二〇・一
工藤小児科	八戸市大字田向字毘沙門前三の三	" "
あおは歯科医院	弘前市大字桔梗野四丁目九の二六	" "
ハッピー調剤薬局剣吉店	三戸郡南部町大字剣吉字堰合一五の四	一六・一〇・一
二ツ家調剤薬局	八戸市大字沢里字二ツ屋一の九二	一六・二・一

青森県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
櫻田 謙三	八戸市石堂二丁目 二四の一	桜田接骨院	八戸市石堂二丁目 二四の一	平成 一六・九一

青森県告示第八百六十三号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
小 泉 由 一	上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一四番地三	平成十八年十二月十八日午前十時三十分	青森市長島一丁目一番一号 青森県庁北棟2階C会議室
江 戸 久 雄	秋田県能代市落合字古釜谷地五七番地一〇	平成十八年十二月十八日午後一時三十分	青森市長島一丁目一番一号 青森県庁北棟2階C会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するて

い泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七・七三四・九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

### 公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月二十七日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十七号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森警察署の項中

三内丸山交番	青森市浪館前田三丁目二十二番十一号
平内交番	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二百四番地

を

三内丸山交番	青森市浪館前田三丁目二十二番十一号
八甲田交番	青森市幸畑二丁目六番七号
平内交番	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二百四番地

に改める。

別表第一青森警察署の項中

浜館警察官駐在所	青森市浜館一丁目五番地四十六
横内警察官駐在所	青森市大字横内字亀井二百三十二番地二
荒川警察官駐在所	青森市大字荒川字柴田百六十番地三
高田警察官駐在所	青森市大字高田字川瀬百二十四番地二
後潟警察官駐在所	青森市大字六枚橋字磯打二十五番地
幸畑警察官駐在所	青森市幸畑三丁目一番一号
戸山警察官駐在所	青森市大字駒込字蛭沢四十八番地九十四

を

浜館警察官駐在所	青森市浜館一丁目五番地四十六
荒川警察官駐在所	青森市大字荒川字柴田百六十番地三
高田警察官駐在所	青森市大字高田字川瀬百二十四番地二
後潟警察官駐在所	青森市大字六枚橋字磯打二十五番地
戸山警察官駐在所	青森市大字駒込字蛭沢四十八番地九十四

に改め、同表

つがる警察署の項中

つがる市車力町花林六十五番地

を

つがる市豊富町屏風山一番地八百十八

に改め、同表黒石警察署の項中

畑中警察官駐在所

南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七十六番地十八

を

田舎館警察官駐在所

南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二百十七番地三

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定並びに別表第二の青森警察署及びつがる警察署の項の改正規定は、平成十八年十二月二十五日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月二十七日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十八号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則（昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令第七条の二第一項第二号」を「令第七条の二第一項第三号」に改める。

第十条第一項中「令第七条第七項」を「令第七条第九項」に改める。

第十四条中「令第七条第六項第二号」を「令第七条第八項第二号」に改める。

第十九条第一項第三号中「令別表第一」を「警察官の職務に協力援助した者の災害

給付に関する法律施行規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十三号。次号において「法施行規則」という。）別表第一」に、同項第四号中「令別表第二に掲げる身体

障害」を「法施行規則別表第二に掲げる障害」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号 (第3条関係)

通知年月日	年月日	通知番号	第 号
-------	-----	------	-----

住所  
氏名  
殿

青森県警察本部長印

災害給付通知書

あなたは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定によ

り、下記の災害に対する給付を受けることができますので、通知します。

記

1 災害を受けた者

住所

氏名 ( 年 月 日生)

2 傷病名

3 災害発生日 年 月 日

(注 意 事 項)

- 1 あなたは、下記の事由に該当するときは、それぞれの事由に対応する給付を受けることができますので、速やかに請求書を提出してください。
- 2 請求に必要な手続等詳細については、近くの警察署に問い合わせてください。

あなたが受けることができる給付の内容

- 1 あなたが被災者である場合
  - (1) 療養給付  
協力援助したために受けた負傷又は疾病については、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものを療養給付として受けることができます。  
ア 診察  
イ 薬剤又は治療材料の支給  
ウ 処置、手術その他の治療  
エ 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護  
オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護  
カ 移送
  - (2) 傷病給付  
協力援助したための負傷又は疾病が療養の開始後 1 年 6 月を経過した日以後において、治らないで傷病等級に該当する程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病給付を受けることができます。  
なお、傷病給付を受ける場合には休業給付を受けることができません。
  - (3) 障害給付  
協力援助したための負傷又は疾病が治つたとき、障害等級に該当する程度の障害が残つたときは、その程度に応じて障害給付年金又は障害給付一時金を受けることができます。
  - (4) 障害給付年金前払一時金  
障害給付年金を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害給付年金前払一時金を受けることができます。  
なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。
  - (5) 介護給付  
傷病給付年金又は障害給付年金を受けることができる場合で、国家公安委員会規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間 (病院等) に入院している期間を除く。)、介護給付を受けることができます。
  - (6) 休業給付  
協力援助したための負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の  $\frac{60}{100}$  に相当する金額の休業給付を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 遺族給付

あなたが死亡した協力援助者の遺族であつて、次のア及びイの要件を充たす場合は、遺族給付年金を受けることができます。(遺族給付年金を受けることができる遺族がいけない場合は、政令の規定により、遺族給付一時金を受けることができます。)

ア 協力援助者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたこと。  
イ 次の表の から までに掲げる遺族のいずれかに該当し、先順位の方がいないこと(順位は、 から までの番号のとおりであり、に掲げる者の間にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。)

順位	遺族
	妻又は60歳以上の夫
	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
	60歳以上の父母
	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
	60歳以上の祖父母
	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

備考 夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、協力援助者の死亡の当時、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあつたときは、 から までに掲げる遺族の年齢に関する要件はなくなりません。

ただし、あなたがに掲げる者であるときは、60歳に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。

なお、協力援助者の死亡した日が次の表の欄の区分のいずれかに該当するときは、上の表に掲げる遺族の年金についての要件は、次のようになります。  
ア 上の表の、及び に掲げる遺族については、「60歳以上」とある部分は、それぞれ、次の表の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げる年齢となります。

イ 上の表の に掲げる遺族については、「55歳以上60歳未満」とある部分は、それぞれ、次の表の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げる年齢となります(ただし、上の表の の欄に掲げる者が次の表の(イ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。)

(ア)協力援助者の死亡した日	(イ)	(ウ)	(エ)
昭和61年9月30日まで	55歳以上		56歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳以上	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳以上	55歳以上59歳未満	59歳

(2) 遺族給付年金前払一時金

あなたが遺族給付年金を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族給付年金前払一時金を受けることができます。なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されます。

(3) 葬祭給付

あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行った者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭給付を受けることができます。

(4) 障害給付年金差額一時金

あなたが障害給付年金を受け権利を有する協力援助者の遺族であつて、死亡した協力援助者に支給された障害給付年金及び障害給付年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額(注参照)に満たないときは、その差額に相当する額の障害給付年金差額一時金を受けることができます。

(注)警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令附則第2条(抄)

障害等級	額
1 級	給付基礎額に1,340を乗じて得た額
2 級	給付基礎額に1,190を乗じて得た額
3 級	給付基礎額に1,050を乗じて得た額
4 級	給付基礎額に920を乗じて得た額
5 級	給付基礎額に790を乗じて得た額
6 級	給付基礎額に670を乗じて得た額
7 級	給付基礎額に560を乗じて得た額

(5) 未支給の給付

あなたが給付の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき給付でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の給付を受けることができます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。



別記様式第四号及び別記様式第十一号中「治ゆ」を「治癒」に、「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

別記様式第十二号中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

別記様式第十六号中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に、「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような状態」を「身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

別記様式第二十四号の二及び別記様式第二十四号の三中「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

別記様式第二十八号中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

別記様式第二十九号中「改む」を「改癒」に、

1 1 傷病給付	
第 級	号
年 月	日支給決定

1 1 傷病給付	
傷病等級	第 級
年 月	日支給決定

1 2 障害給付	
年金	一時金
等級	第 級
準用	併合繰上げ
年金額	号 加重

1 2 障害給付	
一時金額	円
年 月	日支給決定

1 2 障害給付	
年金	一時金
障害等級	第 級
準用	併合繰上げ
号 加重	号 加重
円金額	円
年 月	日支給決定

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- (身体障害者療護施設に係る経過措置)  
この規則の施行の際、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十一条第一項の規定により運営をすることができることとされた身体障害者療護施設については、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の規則第四条の二の規定にかかわらず、同条に規定する本部長が定める施設とみなす。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七十七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭